

## VII 「教科又は教職に関する科目」の本学での授業科目及び履修方法

教育職員免許法施行規則には「教科又は教職に関する科目」の区分があります。

この区分の最低修得単位数は、本学では中学校 8 単位、高等学校 16 単位、小学校 6 単位、幼稚園 8 単位が必要です。本学では、この区分の科目として「ボランティアと社会参加」を開講しています。「ボランティアと社会参加」は、小・中学校教員免許状を取得する場合は必修科目、高等学校教員免許状のみを取得する場合は選択科目として位置付けられています。

それ以外は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の分野で最低修得単位数を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」に算入して充当します。

教育職員免許法 施行規則 に定める科目区分	本学における 最低必要単位数	左記に対応する本学の開設授業科目				履修方法等
		授業科目	開講	開講 学年	単位	
教科又は教職に関する科目	中学校 8	ボランティアと 社会参加	半期	1	2	小学校・中学校のみ必修 介護等体験を行う前年に修得すること*
	高等学校 16					
	小学校 6					
	幼稚園 8					

※ 「ボランティアと社会参加」を前年度までに修得していないと、翌年の介護等体験に参加することはできません。介護等体験の詳細については、次ページを参照してください。

### 【教科又は教職に関する科目の充当方法】※

中学校 ①+②+③ = 8 単位以上

- ① 「ボランティアと社会参加」
- ② 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③ 「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、20 単位を超えて修得した単位数

高等学校 ①+②+③+④ = 16 単位以上

- ① 「ボランティアと社会参加」
- ② 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③ 「教科に関する科目」（免許教科ごとに定められたもの）で、20 単位を超えて修得した単位数
- ④ 「道徳教育の理論と方法」を取得した場合

小学校 ①+②+③ = 6 単位以上

- ① 「ボランティアと社会参加」
- ② 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③ 「教科に関する科目」で、8 単位を超えて修得した単位数

幼稚園 ①+②+③ = 8 単位以上

- ① 「ボランティアと社会参加」
- ② 「教職に関する科目」のうちの選択科目の修得単位数
- ③ 「教科に関する科目」で、6 単位を超えて修得した単位数

※ 各免許課程とも、必ずしも①～④すべての分野から充当する必要はありません。